

牧之原市菊川市学校組合立牧之原中学校いじめ防止基本方針

はじめに

平成２５年９月２８日に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成２６年３月に静岡県においても「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定されました。同法では、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の策定（同法第１３条）及び「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置（同法第２２条）が義務づけられました。牧之原中学校でも、いじめ防止対策推進法の意義を踏まえ、適切に対応するため「学校いじめ防止基本方針」を策定し「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置します。

「気持ちのよい学校生活をつくるための５つの誓い」について

平成２４年度の後期生徒会が「そう三条 ～創（みんなで創り上げる）・奏（自分たちで成し遂げる）・爽（さわやかに駆け抜ける）～」を活動テーマに掲げ、「みんなで創り上げる」「自分たちで成し遂げる」ために「みんなが気持ちよく学校で生活できることが大切である」ことを訴えた。

そして、全校生徒に「気持ちのよい学校生活をつくるための誓い」を募集し、全校生徒から集まった「誓い」を吟味し、最も大切であると思われる５点に絞り、文章化した。

「５つの誓い」がいつでも生徒の目に止まり、意識できるようにＰＴＡの協力を得て、高札にして昇降口に設置した。



学校組合立牧之原中学校いじめ防止基本方針 いじめ対策「さしすせそ」マニフェスト

学校経営目標の1つ「安全、安心が保証された環境」の整備に、学校組合立牧之原中学校教職員一同取り組んでいきます。生徒が安全、安心を感じ心地の良さを感じ取れるよう、本校は、いじめの防止・発見・対応のすべての対策段階で、㊦最悪の事態を想定し ㊧慎重に ㊨素早く ㊩誠意を持って ㊪組織として対応するという「さしすせそ対応」を基本方針として宣言します。

1 未然防止について

- (1) 教育活動全般を通じ、道德教育等の充実を図り、他者受容の力や思いやり・豊かな心を育みます。
- (2) ありのままの自分を相互に受け止め合うような関わり合いの場を設定します。
- (3) 日常の生活から諸行事において、子どもの規範意識の形成を推進します。
- (4) 保護者や地域に対し、いじめの未然防止から対応について、発信します。特にLINE等のSNS上の内容の確認を依頼します。

2 早期発見において

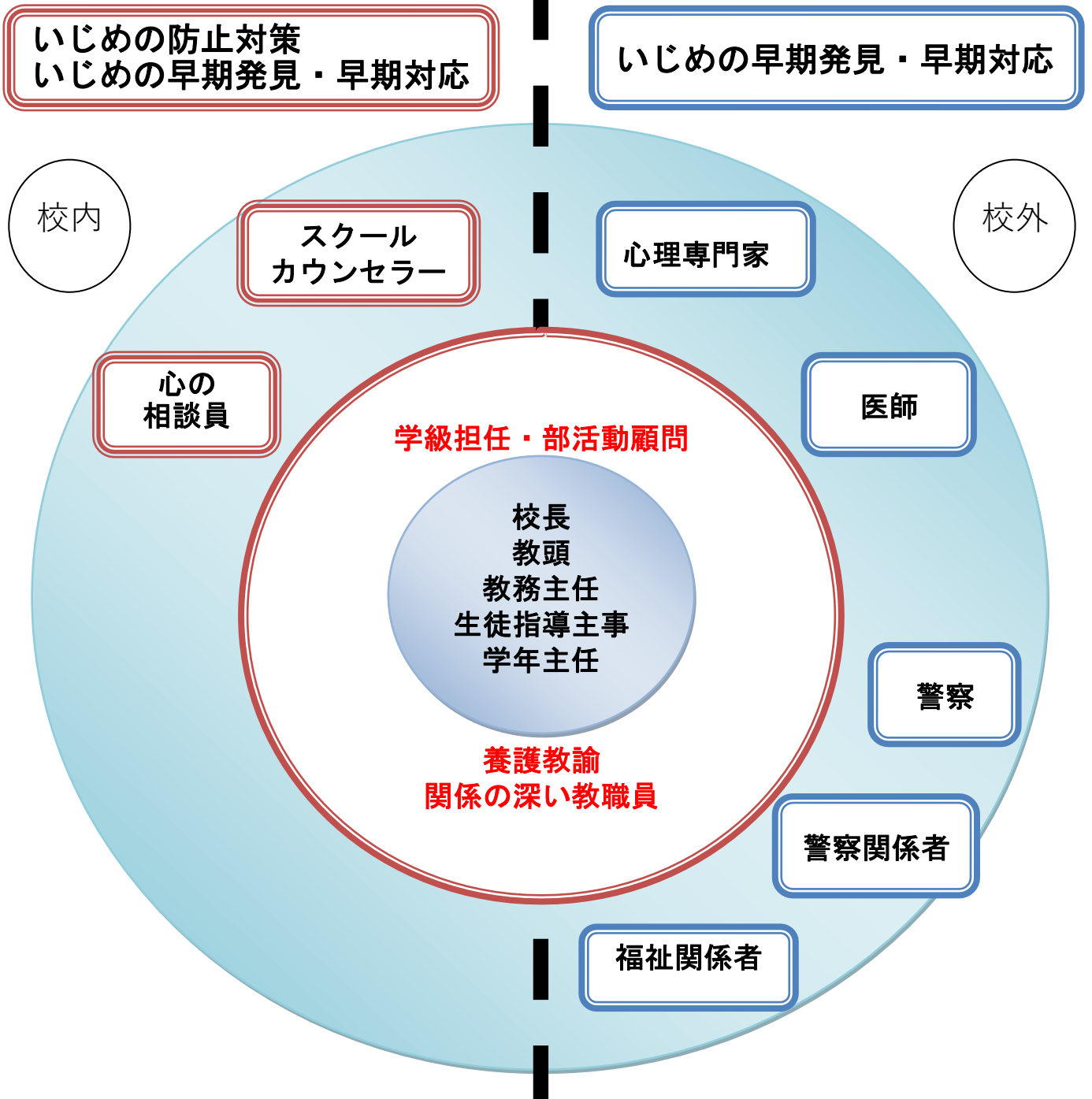
- (1) 生徒、保護者からの訴えに、最悪の事態を想定し、真摯に傾聴します。
- (2) 日頃から観察に努め、小さな危機を見逃しません。
- (3) 定期的にいじめアンケートを実施し、生徒の学校生活の維持と改善に活用します。
- (4) 訴えには誠意を持って、「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る。」という決意とメッセージを込めて対応します。
- (5) チーム・組織として対応します。

3 早期対応において

- (1) 担任・学年主任・養護教諭等生徒が「相談できる先生・相談したい先生」と申し出た場合、「申し出のあった先生」が面談します。
- (2) 被害者・加害者及び関係者から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとがあったのか、その時どんなふうに感じたかシート等活用し、慎重にそして素早く具体的に聴取します。
- (3) チーム・組織として、関係者の正確な情報を収集し、見立て、教職員組織一丸となって毅然と対応します。
- (4) 被害者の安全、人権、心の安定が最重要と考え、誠意をもって、いじめを確実に止めます。

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

いじめの対策委員会



- ※ いじめ対策委員会は、生徒指導主事を進行役とし、いじめ防止対策等のため、情報の収集、記録や取組方針の企画・立案等を図り、定期的に打合せを行います。
- ※ いじめ対策委員会は、生徒指導主事を進行役とし、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。